

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年度第2回相模原市入札監視委員会		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-1391 (直通)		
開催日時		令和7年10月6日(月)午後2時から午後3時40分まで		
開催場所		相模原市役所 第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	5人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	16人(財政部長、契約課長 外14人)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		<p>法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため</p> <p>また、審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p>		
会議次第		<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 入札契約手続きの運用状況等について</p> <p>ア 令和7年度第1四半期分</p> <p>(2) 抽出事案の審議について【非公開】</p> <p>ア 防火水槽解体工事(その1)</p> <p>イ 障害者支援センター松が丘園エレベーター工事</p> <p>ウ 市立相武台小学校屋内運動場トイレ等改修電気設備工事</p> <p>エ 相模原駅南口駅前広場エスカレーター改修工事</p> <p>オ 市民税・県民税納税通知書印字及び封入封緘業務委託</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開会

2 議題

(1) 入札契約手続きの運用状況等について

事務局から、令和7年4月から6月までの入札契約手続きの運用状況等について説明した。

〈質疑応答〉

○学校関連の空調設備設置工事等の応札者が少なかった理由として、発注件数に対する技術者の不足が要因として考えられるとのことであったが、同時期の発注件数を減らせない事情があったのか。(大塚委員)

⇒●前年度の同時期と比較して応札者が少ない傾向が見受けられるが、学校関連の空調設備設置工事等は夏休み期間中に施工する必要があることや、本市が策定した「相模原市学校施設長寿命化計画」に沿った発注をする必要があり、発注件数が増加傾向にあるといった事情が要因となり、結果として応札者が少なくなったのではないかと考えている。

○前年度と比較して今年度の応札事業者数が全体的に減少した要因に特別な事情があつとは考えられないか。(嘉藤委員)

⇒●応札事業者数は減少したが、入札に参加申請を行った事業者数はそれほど減少していないと認識している。また、推測の域を出ないが、それぞれの事業者において、建築工事関係では民間企業からの発注を、管工事関係では神奈川県からの発注を多く受注している等の事業者側の受注状況に起因する事情もあつたのではないかと推測している。

○最低制限価格未満の応札により不調となった工事案件について、再公告時に当初設定していた手持制限を外したとのことだが、これはどのような意図によるものか。(大塚委員)

⇒●当初公告時には手持ち制限を原則設定して発注し、不調や中止となった際には、手持制限を外して発注することで、より多くの応札が見込まれるため、落札に至る可能性が高くなるものと考えている。

⇒○最低制限価格未満の応札があつた案件に対しては、再公告時に手持制限まで外さなくても落札が見込めたのではないだろうか。(大塚委員)

⇒●案件毎の応札状況を踏まえ、多くの応札者がいる場合には手持制限を外さず再公告することも考えられるため、今後の参考にさせていただく。

○一般廃棄物関連の業務において発注方式を令和4年度より指名競争入札から一般競争入札へ切替えたとのことだが、一般競争入札により発注すること

で新規事業者の応札はあったのか。(大塚委員)

⇒●新規事業者による応札は見受けられなかった。履行場所となる収取対象施設は、市内にあることから、相模原市近辺に車両基地を有していない市外事業者が本業務を受注することは、現実的に難しかったのではないかと考えている。

⇒○競争性を確保するためには、どのような方法が考えられるか。(大塚委員)

⇒●一般廃棄物関連の業務においては、業務委託した場合であっても市町村は同様の責任を負うものであり、委託料も受託業務を遂行するに足りる額である必要があり、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行確保を重視しなければならない旨が国からの通知で示されていることから、予定価格の設定のあたり、複数の事業者から参考見積書を徴収し、複数の参考見積書の比較等に基づいた適正な予定価格の設定を行っている。

⇒○応札が見込まれない市外事業者からも参考見積書を徴収しているか。(大塚委員)

⇒●応札が見込まれる事業者から参考見積書を徴収している。

○一般廃棄物関連の業務のうち、履行期間が3年間である一般廃棄物収集運搬業務については、来年度も同種業務の発注があるのか。(鈴木委員)

⇒●今回の審議対象案件は全て3年間の履行期間であり、3年おきに同時の発注を行っていることから、来年度に同様の一般廃棄物収集運搬業務を発注する予定はない。

⇒○履行期間を3年間としている理由は、どのような決まりによるものか。
(梶田委員長)

⇒●役務の提供に関する契約の契約期間は、本市条例の規定に基づき、原則3年以内としている。

○プロポーザル方式により公募を行う際には、どのような方法により公募資料を公開しているのか。(根岸委員)

⇒●市ホームページにて公募資料を公開している。

○指名停止措置等の運用状況について、No.10「(株)宝月堂文具店」、No.11「(株)まちづくり公社」が指名停止措置となったことにより、今後契約の締結を予定していた案件に支障は生じなかったのか。(梶田委員長)

⇒●当該指名停止措置による支障は生じなかった。

(2) 抽出事案の審議について

法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、内容非公開。

3 その他

4 閉会

以 上

相模原市入札監視委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	大塚 誠	桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授		出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部 土木工学科 教授	委員長	出席
3	嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 教授		出席
4	鈴木 愛海	公認会計士		出席
5	根岸 小百合	弁護士		出席